審査請求手続の流れ（概要）

審理員が指名された後の審査請求手続の流れは、次のとおりとなります。
ただし、手続の都合等で流れが変更される場合もありますので、御了承ください。

原処分・不作為　【処分庁】

↓

審査請求書の提出　【審査請求人】

提出先は、処分を行った部署か、
下記の行財政局総務課（審査請求担当）
に提出してください。

〒650-8570
神戸市中央区加納町６丁目５番１号
　神戸市行財政局総務課（審査請求担当）
電話：078-322-6533

↓

適法性審査（補正命令）【審査庁】

↓

審理員の指名　【審査庁】

↓

審理員による審理手続

↓

審査請求書の処分庁等への送付【審理員】

↓

弁明書の提出【処分庁】

↓

反論書の提出【審査請求人】
意見書の提出【参考人】

弁明書の提出及び反論書の提出が複数回になる場合もあります。

↓

審理員意見書の作成【審理員】

↓

行政不服審査法第43条第１項各号に該当しない場合
（行政不服審査法の原則的形態）

↓

行政不服審査会への諮問【審査庁】

↓

行政不服審査会の調査審議

必要に応じ、調査・主張書面等の提出等

↓

諮問に対する答申【審査会】

※最短で約３か月

行政不服審査法第43条第１項各号に該当する場合
（審査請求人が諮問を希望しない場合※など）

※審理員が作成した意見書の内容を第三者の視点から再度チェックするため、行政不服審査会への諮問を経て裁決するのが基本ですが、答申までに時間を要します。このため、早急に裁決を希望される場合には、書面での申出により、諮問を省略して裁決することを求めることができます。
※諮問を希望した場合であっても、その他の行政不服審査法第43条第１項各号の規定に該当する場合は、諮問されません。

↓

裁決　（審査請求の却下、棄却、認容等）　【審査庁】